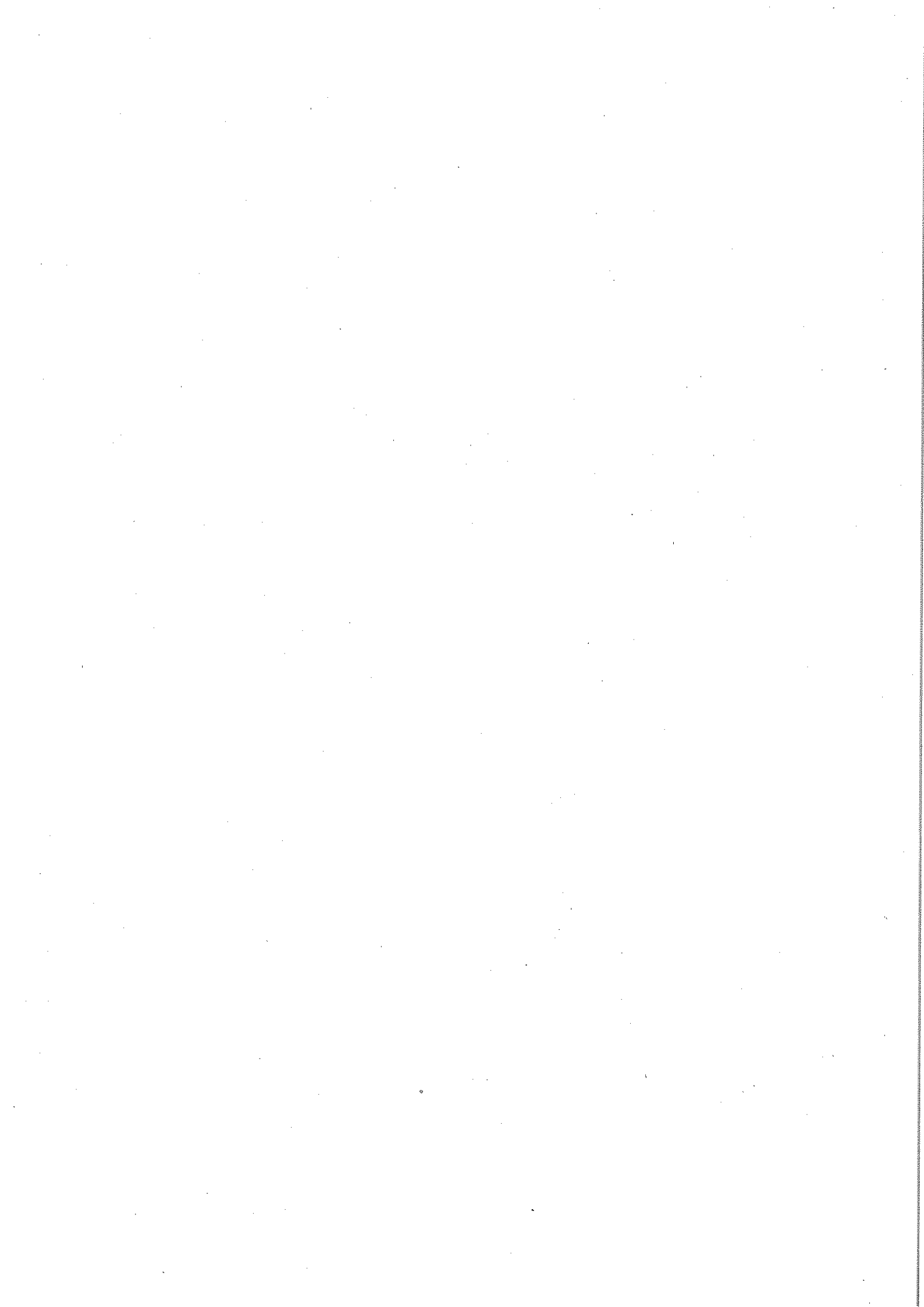


監 報 2 8 - 5
平成 2 8 年 6 月 2 日

豊岡市監査委員	多 根	徹
豊岡市監査委員	上 野	和 美
豊岡市監査委員	嶋 崎	宏 之

定期監査・行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。



定期監査・行政監査結果報告書

I 監査の対象

◎地域コミュニティ振興部所管施設

港地区公民館、田鶴野地区公民館、奈佐地区公民館、弘道地区公民館、福住地区公民館、寺坂地区公民館、菅谷地区公民館、小坂地区公民館、小野地区公民館

◎教育委員会所管施設

港認定こども園、竹野認定こども園
港東小学校、港西小学校
港中学校、日高東中学校、日高西中学校

II 監査の期間

平成 28 年 4 月 18 日から同年 5 月 24 日まで

III 監査の要領

今回の監査は、上記の地域コミュニティ振興部所管及び教育委員会所管にかかる施設を対象に、予算執行その他の事務の処理状況、現金及び物品の出納・保管状況並びに施設設備の管理状況等を重点として、平成 28 年 3 月末日現在の資料をもとに、それぞれの事務が関係法令に準拠し、かつ的確に行われているかを監査した。

監査対象施設及び所管課から監査資料、関係帳簿及び書類の提出を求め、抽出して調査するとともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

平成 28 年 5 月 2 日及び 6 日に監査委員による説明の聴取を実施した。

IV 監査の結果

監査の結果については、おおむね良好に事務処理されているものと認められた。

以下、監査対象施設における監査結果は次のとおりである。

文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

◎地域コミュニティ振興部

- 一 港地区公民館、田鶴野地区公民館、奈佐地区公民館、弘道地区公民館、福住地区公民館、寺坂地区公民館、菅谷地区公民館、小坂地区公民館、小野地区公民館 一

1. 公民館の概要

各公民館の概要は次のとおりである。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

公民館名	設立年度	現施設 建築年度	敷地面積	建物延面積	職員数(人)			
					館長 (嘱託)	主事 (嘱託)	生涯学習 支援員	臨時 職員
港地区公民館	昭和25年度	平成5年度	1,130㎡	715㎡	1	1	1	0
田鶴野地区公民館	昭和44年度	昭和56年度	1,134㎡	574㎡	1	1	1	0
奈佐地区公民館	昭和25年度	平成17年度	1,021㎡	497㎡	1	1	1	0
弘道地区公民館	昭和54年度	平成19年度	出石庁舎内	572㎡	1	1	2	0
福住地区公民館	昭和52年度	平成18年度	2,904㎡	494㎡	1	1	2	0
寺坂地区公民館	昭和53年度	平成20年度	2,818㎡	438㎡	1	1	1	0
菅谷地区公民館	昭和54年度	平成15年度	1,305㎡	286㎡	1	1	1	0
小坂地区公民館	昭和54年度	昭和55年度	870㎡	470㎡	1	1	2	0
小野地区公民館	昭和50年度	平成23年度	997㎡	369㎡	1	1	2	0

2. 予算の執行状況

各公民館へ配当された予算の執行状況(平成 28 年 3 月 31 日現在)は、次のとおりである。

(単位：千円)

公民館名	施設管理費		活動事業費		合計	
	予算額	執行済額	予算額	執行済額	予算額	執行済額
港地区公民館	1,702	1,673	1,828	1,823	3,530	3,496
田鶴野地区公民館	1,216	997	1,661	1,648	2,877	2,645
奈佐地区公民館	1,819	1,703	1,491	1,494	3,310	3,197
弘道地区公民館	296	307	1,978	1,899	2,274	2,206
福住地区公民館	1,348	1,221	1,731	1,665	3,079	2,886
寺坂地区公民館	1,221	1,185	1,750	1,729	2,971	2,914
菅谷地区公民館	579	503	1,667	1,641	2,246	2,144
小坂地区公民館	942	796	1,647	1,631	2,589	2,427
小野地区公民館	836	762	1,500	1,441	2,336	2,203

※ 人件費(主事)は除く。

歳出予算科目は公民館費であり、中央公民館が各公民館の実情等を勘案する中で、各公民館へ予算配当し公民館運営を行っている。但し、全ての地区公民館の予算執行事務は中央公民館で行っている。

3. 利用状況

平成27年度中の公民館施設の利用状況は、次のとおりであった。

公民館名	利用回数	利用人数	区域内世帯数	区域内人口
港地区公民館	1,025回	8,966人	1,063世帯	2,841人
田鶴野地区公民館	629回	6,375人	1,000世帯	2,820人
奈佐地区公民館	551回	9,471人	379世帯	1,147人
弘道地区公民館	797回	13,163人	1,600世帯	4,038人
福住地区公民館	670回	7,780人	531世帯	1,502人
寺坂地区公民館	487回	3,995人	201世帯	603人
菅谷地区公民館	309回	6,565人	237世帯	678人
小坂地区公民館	579回	6,371人	703世帯	2,011人
小野地区公民館	760回	8,262人	424世帯	1,249人

4. 公民館における総括

所掌事務に係る監査事項については、おおむね良好に事務処理されているものと認められた。

[所見]

豊岡地域の一部及び出石地域のすべての地区公民館を監査対象としたが、いずれも地域の特性を生かした事業を行い、地域内住民の活動の拠点並びに交流の場として幅広い世代で公民館が有効に活用されていた。また、各公民館で実施された各種事業及び地域に密着した話題等については、それぞれ工夫を凝らした紙面の「公民館だより」を各地区公民館で毎月発行し、地域に広報されていた。

事務処理に関し、一部において準公金に当たる公民館活動会計の出納事務の複数確認の励行及び保有図書の台帳整備について指導した。

地区公民館の利用者の大部分は顔見知りの地域内住民であるが不特定多数の者が利用する施設でもある。しかしながら、防犯対策としての不審者等に対する危機管理マニュアルが整備されていない状況であるため、その対策を講じることが望ましいと思われる。

今後においては、新しい地域コミュニティ組織のなかに社会教育や生涯学習などの公民館活動の分野が取り込まれていく方向であるが、コミュニティ活動の基本は集いと交流であることから、新しいコミュニティ組織の活性化のためにも、地域住民の要望を的確に把握しながら、地区公民館が担ってきた活動の充実・発展に努められるよう望むものである。

◎教育委員会

- 港認定こども園、竹野認定こども園 —
- 港東小学校、港西小学校 —
- 港中学校、日高東中学校、日高西中学校 —

1. 認定こども園の概要

認定こども園の概要は次のとおりである。

(平成28年3月31日現在)

区 分		港 認 定 こ ど も 園	
設 立 年 度	平成25年度	現施設建築年度	平成25年度
敷 地 面 積	1,148 m ²	建物延床面積	732 m ²
建物の構造	木造平屋建	集会・保育室数	7室
職 員 体 制	14人〔園長1・主任1・教諭2・保育士1・給食員校務員2・臨時保育士5・パート保育士1・パート保育補助1〕		
園児数定員	80名		
園 児 数	0歳児	0名	
	1歳児	9名	
	2歳児	6名	
	3歳児	11名	
	4歳児	6名	
	5歳児	17名	
	計	49名	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校との連携…運動会、1年生交流会、5年生交流会、授業体験、マラソン大会、合同津波避難訓練、5歳児集団登校、港学校園連携教育 ・地域との交流…浜清掃、高年クラブ交流会、港文化祭作品出展 ・子育て支援事業…公開保育、園庭開放 ・延長保育事業 ・一時保育事業 		

(平成28年3月31日現在)

区 分		竹 野 認 定 こ ど も 園	
設 立 年 度	平成24年度	現施設建築年度	平成24年度
敷 地 面 積	2,340 m ²	建物延床面積	884 m ²
建物の構造	木造平屋建	集会・保育室数	7室
職 員 体 制	17人〔園長1・園長補佐1・主任1・教諭2・給食員校務員2・臨時保育士7・パート保育士1・保育補助2〕		
園児数定員	100名		
園 児 数	0歳児	3名	
	1歳児	9名	
	2歳児	11名	
	3歳児	12名	
	4歳児	15名	
	5歳児	27名	
	計	77名	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校との連携…里帰り交流会、プール交流会、運動会、マラソン大会、秋見つけ交流会、5年生との交流会、体験入学 ・地域との交流…地域公開保育、園庭開放 ・延長保育事業 ・一時保育事業 ・社会福祉協議会との交流 		

2. 認定こども園予算の執行状況

認定こども園へ配当された予算の執行状況（平成28年3月31日現在）は、次のとおりである。

(1) 保育園予算分 (単位：千円)

区 分	港認定こども園	
	予算額	執行済額
需用費	5,995	5,782
消耗品費	(819)	(1,051)
賄材料費	(3,304)	(2,953)
その他経費	(1,872)	(1,778)
役務費	159	153
使用料及び賃借料	32	12
原材料費	40	39
計	6,226	5,986

(2) 幼稚園予算分 (単位：千円)

区 分	港認定こども園	
	予算額	執行済額
学校振興費	4	2
幼稚園費		
需用費	488	425
消耗品費	(266)	(260)
食糧費	(5)	(4)
印刷製本費	(13)	(4)
修繕料	(130)	(117)
燃料費	(74)	(40)
光熱水費	(0)	(0)
役務費	29	25
小 計	517	450
合 計	521	452

(1) 保育園予算分 (単位：千円)

区 分	竹野認定こども園	
	予算額	執行済額
需用費	7,350	6,913
消耗品費	(838)	(827)
賄材料費	(4,345)	(4,253)
その他経費	(2,167)	(1,833)
役務費	156	104
使用料及び賃借料	44	23
原材料費	20	0
計	7,570	7,040

(2) 幼稚園予算分 (単位：千円)

区 分	竹野認定こども園	
	予算額	執行済額
学校振興費	4	4
幼稚園費		
需用費	474	425
消耗品費	(318)	(219)
食糧費	(10)	(1)
印刷製本費	(16)	(7)
修繕料	(130)	(198)
燃料費	(0)	(0)
光熱水費	(0)	(0)
役務費	40	34
小 計	514	459
合 計	518	463

歳出科目は、保育園部門については公立保育所費（保育所管理費、児童保育運営事業費）があり、幼稚園部門については学校振興費（学校・家庭・地域連携推進事業費）、幼稚園費（幼稚園運営事業費、幼稚園施設管理費）がある。それぞれ、認定こども園の実情等を勘案して、認定こども園へ予算配当を行い、各園で予算執行している。

なお、各施設にかかる修繕は、軽微なものはそれぞれの施設が配当予算の中で実施しているが、規模の大きな修繕等については、こども育成課が各施設の実情を把握し、緊急性並びに必要性等を考慮して、年次計画的に直接予算執行している。

3. 認定こども園における総括

所掌事務に係る監査事項については、おおむね良好に事務処理されているものと認められた。

[所見]

各認定こども園については、施設の立地等の状況に応じ小学校及び近隣の施設並びに地域の各年代層の住民との交流を実施し、園の行事としての定着が見られ、地域とのコミュニケーションが図られている。

事務処理に関し、財務会計の起票入力を一定期間分まとめて処理している事例が見受けられたため、支払遅延にならないようにその都度会計処理を行うよう指導した。

また、両園とも職員数に対して配置されているパソコンの台数が3人に1台程度と少なく、パソコンの空き時間に合わせての事務処理となっているため非効率な状況である。職員が勤務時間内に能率的に事務が行えるよう事務用パソコンの増設が必要であると思われる。

今後においても、家庭、地域、小学校との連携を密にして、相互の理解と協力を深めるとともに、園児一人一人に寄り添い、地域における子育て支援の拠点となるよう希望する。

4. 小学校の概要

各小学校の概要は次のとおりである。

(平成28年3月31日現在)

学校名	職員数	児童数	学級数	設立年度	現施設建設年度	敷地面積	建物延面積
港東小学校	13人	60人	7学級	明治6年度	昭和60年度	13,318㎡	3,099㎡
港西小学校	16人	50人	8学級	明治7年度	昭和55年度	13,803㎡	4,338㎡

※ 職員数には事務職員、校務員等を含む。

5. 小学校予算の執行状況

配当された予算の執行状況(平成28年3月31日現在)は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	港東小学校		港西小学校	
	予算額	執行済額	予算額	執行済額
学校振興費	32	31	32	32
小学校管理費				
需用費	4,146	3,553	4,285	3,603
消耗品費	(813)	(768)	(805)	(840)
食糧費	(4)	(4)	(4)	(4)
印刷製本費	(37)	(3)	(37)	(9)
修繕料	(315)	(446)	(327)	(379)
燃料費	(1,284)	(912)	(760)	(688)
光熱水費	(1,693)	(1,420)	(2,352)	(1,683)
役務費	187	138	212	187
備品購入費	304	263	312	311
小計	4,637	3,954	4,809	4,101
小学校教育振興費				
需用費(消)	120	120	127	127
備品購入費	94	68	100	97
小計	214	188	227	224
合計	4,883	4,173	5,068	4,357

各小学校での歳出予算科目は、学校振興費（学校振興事業費、学校・家庭・地域連携推進事業費）、小学校管理費（学校運営事業費、学校施設管理費）、小学校教育振興費（教材備品費）であり、各小学校の実情等を勘案して教育委員会事務局から予算配当を行い、小学校ごとに予算執行している。

小学校管理費の修繕料として各小学校で執行しているものは小規模修繕であり、その他の修繕については、教育委員会事務局（教育総務課）が各小学校の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、年次計画的に直接予算執行している。

また、小学校教育振興費は文具教材経費等であり、消耗品費と教材備品購入費の一部を教育委員会事務局（こども教育課）から各小学校へ予算配当し、小学校ごとに予算執行している。

6. 中学校の概要

各中学校の概要は次のとおりである。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

学 校 名	職員数	生徒数	学級数	設立年度	現 施 設 建 設 年 度	敷地面積	建 物 延 面 積
港 中 学 校	16 人	79 人	3 学級	昭和 22 年度	昭和 37 年度	20,103 m ²	3,647 m ²
日高東中学校	34 人	346 人	12 学級	昭和 40 年度	昭和 43 年度	47,199 m ²	7,750 m ²
日高西中学校	18 人	114 人	5 学級	昭和 40 年度	昭和 42 年度	30,000 m ²	5,823 m ²

※ 職員数には事務職員、校務員等を含む。

7. 中学校予算の執行状況

配当された予算の執行状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	港 中 学 校		日 高 東 中 学 校		日 高 西 中 学 校	
	予算額	執行済額	予算額	執行済額	予算額	執行済額
学校振興費	32	32	32	30	31	30
中学校管理費						
需用費	3,892	3,357	8,849	7,453	5,219	4,551
消耗品費	(1,188)	(1,256)	(2,467)	(2,202)	(1,395)	(1,342)
食糧費	(4)	(4)	(4)	(1)	(4)	(0)
印刷製本費	(70)	(2)	(140)	(90)	(81)	(4)
修繕料	(588)	(632)	(908)	(1,299)	(634)	(849)
燃料費	(573)	(433)	(1,516)	(1,129)	(677)	(557)
光熱水費	(1,469)	(1,030)	(3,814)	(2,732)	(2,428)	(1,799)
役務費	219	194	446	370	346	316
備品購入費	668	1,012	891	867	719	714
公課費	0		7	9	0	0
小 計	4,779	4,563	10,193	8,699	6,284	5,581
中学校教育振興費						
需用費(消)	148	148	222	217	156	156
備品購入費	116	115	175	175	123	120
小 計	264	263	397	392	279	276
合 計	5,075	4,858	10,622	9,121	6,594	5,887

各中学校での歳出予算科目は、学校振興費（学校振興事業費、学校・家庭・地域連携推進事業費）、中学校管理費（学校運営事業費、学校施設管理費）、中学校教育振興費（教材備品費）であり、各中学校の実情等を勘案して教育委員会事務局から予算配当を行い、中学校ごとに予算執行している。

中学校管理費の修繕料として各中学校で執行しているものは小規模修繕であり、その他の修繕については、教育委員会事務局（教育総務課）が各中学校の実情を把握し、緊急性、必要性を考慮する中で、年次計画的に直接予算執行している。

また、中学校教育振興費は文具教材経費等であり、消耗品費と教材備品購入費の一部を教育委員会事務局（こども教育課）から各中学校へ予算配当し、中学校ごとに予算執行している。

8. 小学校及び中学校における総括

所掌事務に係る監査事項については、おおむね良好に事務処理されているものと認められた。

[所見]

各小学校及び中学校においては、それぞれ「学校教育目標」、「めざす児童（生徒）像、めざす教師像、めざす学校像」、重点目標など、学校運営・教育の方針を具体的に打ち立て、家庭や地域の支援も受け、その実現に向けて教育の推進に努めている。

特別活動の状況については、各種学校行事、奉仕活動、学年に応じた体験活動、さらに地域行事への参加などを通じて、ふるさと教育や豊かな心を育む教育、特色のある学校づくりが実践されている。

不登校の児童生徒のいる学校があるが、スクールカウンセラー及びこども支援センターと連携しながら、学校を挙げて対応と解消に努力している様子が伺えた。

携帯電話やスマートフォンの普及が低年齢化している状況のなかで、インターネット接続端末を介した犯罪被害者の低年齢化、こどもの健康や発育、学習への影響などが社会問題になっている。その対策として、専門的講師を招き、児童・生徒並びに保護者に対して「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」に係る研修及び注意喚起を実施していることは有益有効である。

事務に関して、一部学校の備品台帳に平成 10 年度に購入された多数のテレビが搭載されていたので、その利用状況及び有用性の確認を指導した。

少子化の影響ですべての学校において、児童・生徒は減少傾向になっているが、引き続き学校並びに地域の特性を生かし、児童・生徒の「ふるさと愛」を育み、地域に親しまれ信頼される学校づくりを進められることを期待する。